

第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

令和6年3月1日全員協議会資料 政策企画部政策企画課

1 改訂の趣旨

- ・国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました（令和4年12月23日閣議決定）。
- ・岩手県では、国の総合戦略を勘案しながら、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を令和5年12月に改訂し、公表しました。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金を活用するには、市の総合戦略に事業を位置づけ、整合性があるKPIの設定が必要です。
- ・奥州市では、「市が目指すための開発デザイン」として、3つの全市共通プロジェクトと5つのエリアプロジェクトで構成する「奥州市未来羅針盤図」を策定しました。
- ・地域社会・行政のDX推進、デジタル社会の基盤づくり等の方向性を定める「奥州市DX全体方針」を令和5年度に改訂しました。
- ・これらの状況を踏まえ、国及び岩手県の総合戦略を勘案し、「奥州市未来羅針盤図」、「奥州市DX全体方針」との整合を図りながら、「第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を行うものです。

2 改訂にあたっての考え方

- ・国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び県の「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を勘案し、改訂します。
- ・今回の改訂は、取組期間内での改訂となることから、基本目標、基本的施策等の変更は行わないこととします。
- ・「奥州市DX全体方針」に基づくDX推進の方向性、施策の関連付けを行います。
- ・4つの基本目標を達成するための横断的な開発プロジェクトとして、「奥州市未来羅針盤図」を位置づけます。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金の活用を見据え、活用が見込まれる事業を位置づけます。
- ・KPI（重要業績指標）の達成状況、妥当性等を踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も見据えたKPIの見直しを行います。

3 計画期間

令和2年度～令和8年度

※第2次奥州市総合計画後期基本計画（令和4～8年度）との一体的な推進のため、計画期間の変更は行いません。

4 改訂後の計画構成

- はじめに
 - ・第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方
 - ・計画の期間
 - ・奥州市総合計画（H29～R8）との関係
- これまでの取組の成果と課題
 - ・第1期市総合戦略における取組の成果と課題
 - ・第2期市総合戦略の振り返り【追加】
- 第2期市総合戦略の目指すべき方向
 - ・基本方針・基本目標の継承
 - ・重視する視点
 - ・新たな視点【一部変更】
 - ・人口目標
- 総合戦略の基本目標の達成に向けた基本的施策【一部変更】
 - ・安定した雇用と新しい産業の創出
 - ・出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ
 - ・体験を通じた新たな奥州ファンの開拓
 - ・地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現
- 基本目標を達成するための横断的な開発プロジェクト【追加】
 - ・奥州未来羅針盤図に基づく各種プロジェクト
- 推進に向けた留意点
 - ・庁内推進体制、PDCAサイクルの確立とKPIの把握

5 改訂作業スケジュール

年月	改訂作業	人口プロジェクト推進委員会	総合計画審議会
R6.2	作業開始	改訂方針案の決定	改訂方針案に対する意見聴取
R6.3	素案作成 K P I 確認 文言整理		
R6.4			
R6.5			
R6.6	素案公表	素案の決定	素案に対する意見聴取
R6.7	パブコメ		
R6.8	成案公表	成案の決定	成案の説明

※国が示す総合戦略の改訂の手引きにおいて、改訂プロセスに関わる推進組織にデジタル分野に精通する有識者等の参加が求められていることから、総合計画審議会の委員にデジタル分野の専門家を新たに委嘱します。

6 他の計画等との関連性

(1) 総合計画

総合計画基本構想に定める分野横断の戦略プロジェクト「誇りと幸せを実感できるまちづくりプロジェクト～人口プロジェクト～」については、その具体的な取組を総合戦略に掲げる基本的施策を基に推進することとしています。

令和3年度の総合計画後期基本計画策定時において、総合計画と総合戦略を一体的に推進させるため、総合戦略の計画期間を2年延長し、令和8年度までとしました。

(2) 人口ビジョン

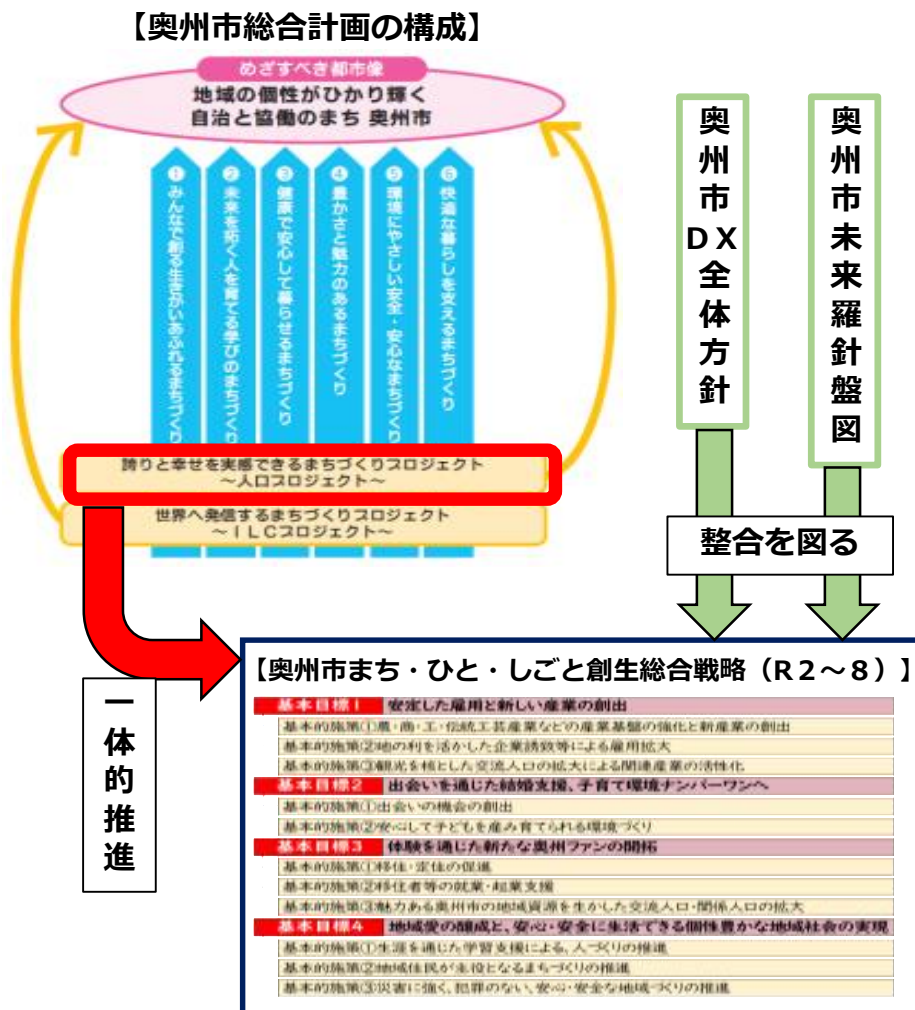
総合戦略の人口目標は、人口ビジョンに基づいて設定されております。最新の社人研の公表では、令和32年までの将来推計人口が示されており、人口ビジョンとの比較で、令和12年以降の乖離が大きくなっています。このことから、**次期総合戦略策定時（令和8年度）には人口ビジョンの改訂を行い、社人研の将来推計人口との整合を図る。**

(3) 地域再生計画

令和2年度に企業版ふるさと納税活用のため策定した地域再生計画は、現行の総合戦略に基づくものであり、今回の総合戦略の改訂に伴い、計画変更が必要となる見込みです。

国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するにあたり、総合戦略への位置づけを踏まえた、新たな地域再生計画の策定が別途必要となります。

(4) 総合戦略と総合計画等の相関図



奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年奥州市条例第49号）の一部改正について 全員協議会資料 令和6年3月1日 総務部総務課

1 条例の概要

本件条例は、番号法において定める法定事務のほか、独自利用事務について庁内連携を可能とするために制定された条例です。

2 改正の理由

令和5年6月に番号法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、**番号法の別表第2**が廃止され、同表に規定する内容が省令に規定されることとなりました。これに伴い、本件条例においても同表を引用する規定を見直す必要があります。

3 改正の内容

新旧対照表

改正後	現 行
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

マイナンバー法等の一部改正法案の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
 - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
 - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
 - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
 - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
 - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）